

本誌6月15日号では高齢者の財産管理について述べています。高齢者であっても自分の財産を自由に管理できるのが原則です。ただし、高齢によって判断能力・精神的能力に衰えがある場合、その人が自由に財産を管理できるとすると、かえつて本人の利益を害することにもつながります。

今回は、前回の続編として、高齢者の財産管理のための制度について考えてみましょう。

### 1 民法上の成年後見制度

## FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士 専門家集団が拓く 賃貸住宅市場

民法は、判断能力・精神的能力に問題がある人を保護するため、「成年後見」制度、「保佐」制度、「補助」制度を設けています。これら三つの制度を総称して「成年後見制度」と言っています。それぞれ、一定の場合に、家庭裁判所によつて「成年後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。そして、保護される立場の人（本人）を「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」と呼びます。

# 任意後見制度で事前の措置が可能

（民法11条）が被保佐人、（民法15条）が（民法11条）が「不十分である者」（民法15条）があります。

成年後見人は、成年被

①精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況にある者」（民法7条）が成年被後見人、②その能力が「著しく不十分である者」



弁護士  
平松英樹氏(41)

### 第53回

## 高齢者の財産管理制度

1968生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録（東京弁護士会）。EMG総合法律事務所（東京都中央区京橋1-14-5土屋ビル4階）、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

生じます。  
そこで、この契約と前述の任意後見制度を併用する（併存させる）という方法も考えられるでしょう。

最後に信託について簡単に触れておきましょ  
う。例えば、高齢者Aさ  
が、将来の自分の精神的  
能力の衰えに備え、不  
動産の管理運用をBに委  
託し、自分はそこから得  
書など必要ありません  
し、迅速、柔軟に幅広い  
範囲で対応することができます。

しかししながら、単なる  
契約締結の際には、本人  
が、将来の自分の精神的  
能力が衰えていて、不  
動産の管理運用をBに委  
託する（公正証書）ことが前提です。ちな  
く、この制度は任意後見人を代理する代理権  
を有することになります。  
（民法859条）。ちなみ  
に保佐人や補助人につ  
いては、それぞれ家庭裁  
判所の審判によって本人  
(被保佐人や被補助人)  
のために特定の法律行為  
の代理権が付与されること  
になります。

任意後見契約は公正証書  
によつてしなければなり  
ません（任意後見法3  
条）。また、任意後見契  
約で対応することになる  
でしょう。

約における任意後見人の  
職務は法律行為の代理と  
いうことになります。そ  
のため単なる事実行為を  
委託しようとする場合に  
は、次に述べる準委任契  
約で対応することになる  
でしょう。

### 2 任意後見制度

民法上の成年後見制度  
は、「任意後見契約」に  
基づく制度（「任意後見  
制度」）とあります。そ  
れぞれ、一定の場合に、  
家庭裁判所によつて「成  
年後見人」「保佐人」「補  
助人」が選任されます。  
（民法11条）が被保佐人、  
（民法15条）が（民法11条）  
が「不十分である者」（民法15条）があります。

成年後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年後見人を代理する代理権を有する（民法859条）。保佐人、補助人は、それぞれ家庭裁判所の審判によって本人（被保佐人や被補助人）のために特定の法律行為の代理権が付与される（民法876条の4、民法876条の9）。

### 3 委任契約・ 準委任契約

高齢者の財産管理につ  
いては、当事者の契約に  
基づく委任（民法643  
条）ないし準委任（民法  
656条）も考えられます。  
（本人）が、一定の事項  
の関与（任意後見法2条  
の関与）（法律行為ないし事実行  
為）の処理を他人に委任  
するという方法も考えら  
れます。もちろん、この

## 迅速なのは委任契約か信託

### 4 民法876条の 9。

公正証書要らず柔軟な委任に対応

として、信託契約（自  
益信託）を結ぶ方法も  
考えられます。信託に  
関しては信託法や信託  
業法等の規律に従うこ  
とになりますが、信託に  
目的を明確にしておけ  
ます。

### 民法上の成年後見制度

判断能力・精神的能力に問題がある人の保護を目的とする。

- ①「成年後見」制度
- ②「保佐」制度
- ③「補助」制度

A成年被後見人・精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況にある者」（民法7条） B被保佐人・その能力が「著しく不十分である者」（民法11条） C被補助人・その能力が「不十分である者」（民法15条）。

### ・成年後見人等の代理権

成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代理する代理権を有する（民法859条）。保佐人、補助人は、それぞれ家庭裁判所の審判によって本人（被保佐人や被補助人）のために特定の法律行為の代理権が付与される（民法876条の4、民法876条の9）。